

一般社団法人日本伴走型支援協会 定款

令和2年4月9日 制定

令和3年6月2日 第二版

令和4年6月13日 第三版

一般社団法人日本伴走型支援協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本伴走型支援協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県北九州市八幡東区荒生田2丁目1番32号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、伴走型支援に関する広報・啓発及び調査研究、伴走型支援に係る機関・者の質の向上、連携強化を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 広報・啓発事業
- ② 研修会の実施に係る事業
- ③ 調査研究事業
- ④ 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき。
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ④ 2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。
- ⑥ 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

3 オンライン会議システムによる参加も表決に加えるものとするが、出席者が一堂に会するのと同環境（議事説明者のみならずオンライン参加者においても発言したいときに自由に発言できるマイクが準備され、その発言を他者や他会場にも即時に伝えることが出来る双方向性・即時性をもった情報伝達環境）とし、意見表明が互いにできることを会議中も確認する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、理事及び社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面（FAXも含む）又は電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第12条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 2名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社

員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配)

第23条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 解散

(解散の事由)

第25条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。
- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

(残余財産の帰属)

第26条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 向谷地生良 奥田知志

設立時代表理事 向谷地生良

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 北海道浦河郡浦河町潮見町17番地の45

設立時社員 向谷地生良

住所 福岡県北九州市八幡東区荒生田2丁目1番40号

設立時社員 奥田知志

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本伴走型支援協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年 4月 9日

設立時社員 向谷地生良 印

設立時社員 奥田知志 印